

令和4年度
町立幼稚園入園児を募集します

▼入園資格

町内に住民登録があり、在住している3歳児(平成30年4月2日～31年4月1日生まれ)

※4、5歳児の入園希望者は、子育て・健康課保育幼稚園係へお問い合わせください。

▼定員

松前幼稚園35人、古城幼稚園35人
※現在3、4歳児のクラスに兄弟がいる場合は、優先して決定します。

▼保育時間

●登園 8時30分～9時
●降園 14時

※お弁当を持たせてください。
※保護者と一緒に通園してください(駐車場数台分有)。

▼申し込み方法

子育て・健康課に、「入園願」と「教育・保育給付認定申請書」(どちらか認め印(朱肉を使うもの)要)を提出してください。
右記書類は町ホームページからダウンロードできるほか、子育て・健康課、各幼稚園にあります。

●子育て・健康課保育幼稚園係

☎985-4116

松前幼稚園(北黒田966番地2)

☎984-1456

古城幼稚園(筒井1387番地1)

☎984-2354

●受付期間

9月1日(水)～15日(水)
8時30分～17時15分(土・日は除く)

幼稚園は楽しいよ

いろんなことに挑戦しよう!



●利用者負担額

毎月の保育料は無料ですが、PTA会費や諸費など実費負担があります。



参加費無料!

脳活ウォーキングで楽しく認知症予防

有酸素運動と脳トレを組み合わせた「脳活ウォーキング」は、認知症や生活習慣病予防にとっても効果的。さあ、あなたも正しく学んで日常生活に取り入れてみませんか。

▼定員 20人(応募多数の場合は抽選)
※同教室に参加したことのある人は、申し込みできません。
▼申し込み方法 電話申し込み締め切り 9月27日(月)

▼日時 10月11日(月)、25日(月)、11月8日(月)、29日(月)のいずれも14時～15時30分
▼場所 福祉センター2階集会所、松前公園ウォーキングコース
▼対象 町内在住の高齢者(昭和32年4月1日以前に生まれた人)で、おおむね全日程に参加可能な人
▼内容 講義と運動実技講習
▼講師 作業療法士、理学療法士

えながら、
笑いながら、
みんなで楽しく!



▼申込先・問い合わせ
福祉課地域包括支援センター係
☎985-4205

産業まつり「たわわ祭」を中止します

新型コロナウイルス感染症予防のため、例年11月中旬に開催している、松前町産業まつり「たわわ祭」の今年度開催を中止します。

産業課商工水産観光係
☎985-4120



まさき文化祭に作品を展示しませんか

10月23日(土)・24日(日)、文化センターで開催する「第46回まさき文化祭」の出品作品を募集します。個人やグループでぜひ出展してください。

▼募集品目・規格

日本画(軸表装か額装20号以内)、洋画(額装20号以内)、写真(4切以内、ワイド4切可)、書道(軸表装か額装半折以内)、短歌(色紙かけ)、俳句・川柳(短冊に限る)、絵手紙、人形、手芸、陶芸、その他
▼応募作品数 1人(1グループ)につき1点まで



▼申込期間

9月1日(水)～24日(金) 平日8時30分～17時15分

※新型コロナウイルス感染症予防のため、フリーマーケットの開催はありません。



▼申込先・問い合わせ
社会教育課生涯学習係
☎985-4135

秋の交通安全運動期間
交通死亡事故ゼロを目指そう

9月21～30日は、秋の全国交通安全運動期間です。
この機会に一人一人がより一層交通安全を心掛け、交通死亡事故ゼロを目指しましょう。

▼おたさんで交通安全茶屋

例年秋の全国交通安全運動期間中に実施している、「おたさんで

交通安全茶屋」は、新型コロナウイルス感染症予防のため規模を縮小し、道路での街頭指導のみ行います。



問 危機管理課危機管理係

☎989-5103

9月10日～16日は 自殺予防週間です

ストレスの多い現代社会では、誰もが心の健康を損なう危険性があります。自殺は特別なことではなく、私たち一人一人にとって身近な問題です。



【町の相談窓口】

町は、専門員による「こころの健康相談」(18ページ参照)「よろず相談」を実施しています。悩んでいるときや周りで悩んでいる人がいるときは、気軽に相談ください。

●子育て・健康課健康増進係

☎985-4118

【こころのいのちの相談窓口】

県が開設している相談窓口は次の通りです。

▼ほっとダイヤル(通話料無料)

☎0120-1188-556

●相談時間 平日の17時～翌朝9時(※土・日曜日、祝日は24時間)

▼ライン相談

次のQRコードからLINEの友達登録をすると、メッセージ機能で相談できます。



●相談時間 日・水・木の18時～22時(※最終受け付けは21時30分)



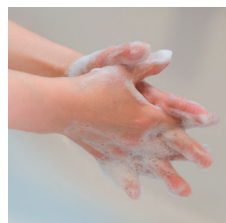
9月は集団食中毒防止月間です

夏の暑さで体力を消耗し、抵抗力が弱っている9月。気温の高い日が続くため、食中毒に注意が必要です。

弁当やテイクアウトを利用するときは、しっかり手洗いをし、常温で放置せず、できるだけ早めに食べるようにしましょう。

●子育て・健康課健康増進係

☎985-4118



町内で11カ所目の指定 周知の埋蔵文化財包蔵地が追加されました

上三谷篠田・鶴吉遺跡は、JR南伊予駅周辺に広がる縄文時代後期～中世の遺跡です。県教育委員会との協議の結果、同遺跡の埋蔵文化財包蔵地の範囲が決まりました(下図の黄色部分)。

「埋蔵文化財包蔵地」とは、遺跡など文化財を含む土地のこと。文化財を保護するため、包蔵地に該当する範囲内で新たに土木工事などを行う場合は、工事に着手する60日前までに届け出が必要です。詳しくは、左記までお問い合わせください。

●社会教育課生涯学習係

☎985-4135



9月は健康増進普及月間です

生活習慣病を予防するには、運動習慣の定着、食生活の改善や禁煙など、健康的な生活習慣を確立することが大切です。この機会に、「まっさき健康ポイント」(詳しくは、広報まさき8月号や右下のQRコードから確認を)に参加しながら、生活習慣を見直してみませんか。

●子育て・健康課健康増進係

☎985-4118



健康と商品券を
同時にGet!



9月20日から26日は動物愛護週間 ペットとの暮らし方を考えよう

ペットは私たちの生活に潤いと安らぎをもたらしてくれる存在です。一方でペットの飼い主には、ペットが健康で快適に暮らせるように、また社会や近隣に迷惑を掛けないようにする責任があります。

下記に犬と猫の飼い方の注意点を記載しています。この機会に、ペットとの暮らし方を考えてみましょう。

▼犬を飼い始めたら:

①登録 30日以内に登録が必要です。未登録の場合は左記窓口までお越しの上、申請書に登録料3000円を添えてご提出ください。

※犬の登録事項(飼い主に関することや犬の所在地)に変更があった場合は届け出が必要です。

②狂犬病予防注射 年に1回注射を受ける必要があります。4月の集合注射などを利用して、毎年受けましょう。

▼飼い主のいない猫に餌をあげないで

飼い主のいない猫に餌を与える、猫が集まり子を産んでどんどん増えてしまいます。その結果、近隣の敷地に入り込んでふん尿をしたり庭を荒らしたりするなど多くの人の迷惑に。無責任に餌をあげないよう心掛けましょう。

●町民課生活環境係

☎985-4117

猫を飼うときは

●室内で飼いましょう

交通事故、争いによるケガ、感染症などの危険から守るため、室内で飼いましょう。

●首輪や迷子札をつけましょう

室内で飼っていても、窓やドアから逃げてしまうことがあるので、つけておきましょう。

●不妊去勢手術をして飼いましょう

飼い主の知らない間に子猫が生まれないよう、望まない場合は手術をしておきましょう。



犬を飼うときは

●鳴き声が他人の迷惑にならないようにしましょう

必要以上にほえる場合は、その原因から対処することが大切です。毎日の散歩で運動不足によるストレスを防ぎましょう。

●ふん尿の始末は必ず行いましょう

県の条例で、排泄物の処理は飼い主の責任と定められています。

●屋外では、リードをつけましょう

しっかりとリードを持ち、飛び出しや噛み付きの事故を防ぎましょう。



精神障がい者の家族対象

家族懇談会に参加しませんか

松前町と伊予市が合同開催する「家族懇談会」では、精神障がいについて学んだり、参加者がお互いの体験を伝え合い、気持ちを共有したりしています。参加を希望する人は、開催日の3日前までに右記へお問い合わせを。

▶日時 ①11月26日(金) 13時30分～15時
②令和4年3月下旬(金) 13時30分～15時

▶場所 ①伊予市総合保健福祉センター(伊予市尾崎3番地1)
②松前町総合福祉センター

▶申込先・問合わせ 子育て・健康課健康増進係 ☎985-4118

年金生活者支援給付金の請求手続き

所得が低い年金受給者のうち、経済的な援助が必要な人の生活を支援するため、年金に上乗せする形で「年金生活者支援給付金」が給付されます。

給付金を受け取るためには請求手続きが必要です。対象者には、日本年金機構から見込み額を記載した給付金請求書(はがき形式)が送付されますので、届いた人は請求手続きを行ってください。

▼対象者 前年の所得額が老齢基礎年金の満額以下の人など

※詳しくは、自分の基礎年金番号が分かるものを用意し、「ねんきんダイヤル」にお問い合わせください。

●ねんきんダイヤル

☎0570-05-1165
※050から始まる電話でお掛けの人は、☎03-6700-1165

【受付時間】

・月曜日 8時30分～19時

・火～金曜日 8時30分～17時15分

・第2土曜日 9時30分～16時

▼請求方法 日本年金機構から届いた給付金請求書に必要事項を記入し、返送してください。

問 松山西年金事務所(ナビダイヤル)

☎925-5105

町民課住民係

☎985-4106

屋外広告物の表示には許可が必要です

町の許可なく、屋外広告物を表示・設置することは原則できません。しかし、現在無許可で表示・設置している屋外広告物が町内で多く見受けられます。無許可で表示・設置をすると、30万円以下の罰金に処される場合があります。きちんと申請をしましょう。

▼屋外広告物とは

・看板、立看板、はり紙やはり札
・広告塔、広告板や建物などに表示されたものなど

▼申請方法 まずは左記担当係へご相談ください。

問 まちづくり課都市計画係

☎985-4124

9月10日は「下水道の日」です



下水道の日は、下水道を全国的に普及するため、昭和36年に「全国下水道促進デー」として始まり、平成13年に「下水道の日」となりました。

▼松前町の下水道

平成14年度から利用できるようになり、現在、筒井・浜・南黒田・北黒田・西古泉の一部地区で利用されています。

沿線の人は、下水道への接続をお願いします。

▼下水道の役割

①さわやかな生活ができる
トイレが水洗化されるので、衛生的で快適な生活に変わります。

②街がきれいになる
家庭などから出る汚水が下水管に流れるようになり、街を清潔にします。

③川や海がきれいになる

汚水が川や海などに直接流れないため水質が保たれ、豊かな自然が守られます。

▼下水道を利用する皆さんへ

公共下水道に汚水を流す場合は必ず使用開始の届け出を、使用を一時的に止める場合や排水設備を撤去する場合は使用休止・使用廃止の届け出をしてください。

問 上下水道課業務係

☎985-4126

「ルール違反ごみ」をなくそう
ごみ集積場所は、いつも清潔に

皆さんは、ごみ出しのルールをきちんと守っていますか。中には分別ができていなかったり、排出日を間違えていたりする「ルール違反ごみ」を出す人がいます。

ルール違反ごみは、回収できません。次の排出ルールを必ず守りましょう。

▼収集日当日の朝7時までに所定の集積場所に出す

※カラスなどに荒らされ、集積場所が汚れることのないようにしましょう。

▼可燃ごみは松前町指定袋、他のごみは透明か白色半透明の袋で出す

問 町民課生活環境係

☎985-4117

安心して利用してください

ジェネリック医薬品 (ジェネリック)

Q & A

問 保険課医療保険係
☎985-4107

ジェネリックは、先発医薬品の特許が切れた後に販売される、先発医薬品と同じ有効成分、効能や効果を持つ医薬品です。町は、皆さんの薬代の負担や国保から支払われる費用を抑えるため、低価格のジェネリックの利用を促進しています。

Q 先発医薬品とジェネリックは同じもの？

A 有効成分や効能は同じですが、薬の形状、色、味や添加物などが違います。中には飲みやすく改良しているものもあります。

Q どのくらい安くなるの？

A 先発医薬品と比べて5割程度、中には7割以上安くなるものもあります。

Q 安いけれど、効き目や安全性は大丈夫？

A ジェネリックの効き目や安全性は十分に確認され、厚生労働省の承認を得て製造・販売しています。

Q どうしたら処方してもらえるの？

A 医師に相談し、処方箋が出たら調剤薬局でジェネリックを希望していることを伝えてください。医師に伝えにくい場合は、ジェネリック希望シールを保険証やお薬手帳に貼る方法もあります。シールが必要な人は保険課窓口までお越しください。

※ ジェネリックの使用は強制ではありませんし、ジェネリックがない薬もあります。お手元の薬がジェネリックかどうか知りたい場合は、医師や薬剤師に聞か、右のQRコードを確認を。



松前の防災力

危機管理課危機管理係
☎989-5103
FAX 985-4148

情報収集と早めの対策を
風水害に備えましょう

松前町公式防災
フェイスブックページ



集中豪雨や台風による災害が各地で多発しています。いざというときにその被害を軽減できるよう、情報収集と早めの対策を心掛けましょう。

●気象情報や河川の水位情報を知ろう

気象台が発表する情報や河川の水位情報は、スマホなどのインターネット端末で確認できます。

▼松山気象台



▼国土交通省
川の防災情報



▼愛媛県 河川・砂防情報システム



●風水害が迫ってきたら避難情報に留意

広報車、防災行政無線やエリアメールなどで発信する町からの避難情報に留意してください。

●土のうステーションの利用を

神子舞住宅(筒井440)と宗原箱住宅(浜1156)に、土のうステーションを設置しています。常設している土のうは誰でも持ち帰ることができますので、大雨による浸水に備え、活用してください。

